

飛騨・世界生活文化センターの指定管理者指定申請に係る審査結果について

令和2年10月19日

岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課

1 施設の概要

名称	飛騨・世界生活文化センター
所在地	岐阜県高山市千島町900-1
設置目的	生活文化を中心とした県民の文化活動及び交流の場を提供し、もって県民の文化振興を図るとともに、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
根拠条例	飛騨・世界生活文化センター条例（平成12年岐阜県条例第63号）

2 指定管理者の募集方法

公募

3 指定管理者の募集期間

令和2年6月30日から令和2年8月14日まで

4 申請団体

申請団体の名称	共同体の構成員の名称
飛騨コンソーシアム	◎日進木工株式会社 株式会社シラカワ 飛騨産業株式会社 株式会社イバタインテリア

※「◎」は、共同体の代表団体

5 審査基準

審査項目	配点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	5
利用者サービスの向上	30
施設の維持管理	5
収支計画	15
組織・体制	15
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	10
計	100

6 岐阜県指定管理者制度等運用委員会の開催日

令和2年10月8日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者を決定しました。

<優先交渉権者>

申請団体の名称	主な選定理由
飛騨コンソーシアム	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該優先交渉権者を飛騨・世界生活文化センターの指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）